



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	生徒の衝動性発現の予測と学校資源を用いた支援〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	高品, 孝之
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(教育学)
Dissertation Number	甲第12748号
Issue Date	2017-03-23
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/66146
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Takayuki_Takashina_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学位論文内容の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（教育学）

氏名 高品 孝之

学位論文名

生徒の衝動性発現の予測と学校資源を用いた支援

筆者は、高等学校に勤務する教員として生徒の困難に直面してきた。学校によって、暴力、暴言などの他害行為や、リストカット、自殺企図などの自傷行為を行う生徒が多々入学する。その行動は衝動的であり、学校現場での教育活動が困難に陥ることがある。彼らは、同居人の暴力（DV）や父母の諍い、冷遇などに曝され、自己の存在を否定される環境で養育されてきたことが多い。しかし、生徒への支援に関して、学校においては作文指導や説論の支援以外、特別な教育プログラムを有しない。この現状のもと、学校は、医療機関との連携を試みるが、虐待の発覚を恐れた親から診察の同意を得ることは期待できない。また、生徒の幼少期の虐待を理由に児童相談所が即座に対応する現実もない。加うるに、教師が自ら教科指導や特別活動などの学校資源以外の専門的方法を施行することは、他の教員から受容される状況にもない。畢竟、当該生徒の衝動性を抑止し、人間性回復を図る最後の「砦」というべき存在は学級担任となる。しかし、際限なき支援に耐え切れなくなった担任から退学を勧告される例は数知れない。これらの事態に鑑みて、本論文では、学校資源を使用して、被虐待生徒の衝動的な不適応行動や感情を抑止する方法の探索を試みた。

はじめに、高等学校における問題を明確にした。それに続く第1章では、被虐待生徒の特徴と、生徒の衝動性軽減のための学校資源使用に関する先行研究を辿り、課題を設定した。その結果、虐待を受けた生徒に共通する特徴は衝動的な行動や感情の発現であり、原因は愛着とトラウマに帰するとされていた。一方、学校資源を用いた支援では、現場の教員が活用しうる具体的なものは認められなかった。ただし、先行研究においては支援の観点として、①被虐待生徒が受け入れられて、安心・安定が保障されていること、②言葉等の表象機能を習得させ、生徒の衝動的行動や感情などコントロールを図ること、が共通して指摘されていた。

本論文においては、衝動的な行為を繰り返す生徒の理解と対応のために、交流分析理論を選択している。交流分析は、子どもが言語獲得以前は禁止令、言語獲得以後は拮抗禁止令（ドライバー）として、親からの命令を身につけるとされる。禁止令は12種類、拮抗禁止令（ドライバー）は5種類あり、親の養育態度により異なった命令が与えられる。その命令により、人は人生のなかで、ある決まったパターンの行動を繰り返すとされる。このことから、交流分析は親の養育態度による子どもの行動様式がある程度具体的に分かり、本論文の目的に適うと考え、選択した。

以上から、2つの課題を設定した。課題1として、生徒の具体的な衝動的な不適応行動や感情が、養育者のどのような具体的な養育により惹起されるのかを知り、それをもとに生徒に安定・安心をあたえる契機をつかむこと、第2に学校生活の場において、生徒の衝動的な不適応行動や感情の表出を和らげる具体的方法を考察すること、とした。そして、考察の方法として交流分析の理論を用いることとした。

第2章において、課題1を解決することをめざした。方法は、交流分析において虐待を受けると身につけるとされる禁止令「存在するな」の構造を探索するなかで解決を図った。その結果、禁止令「存在するな」は「親からの威嚇・拒絶因子」、「自己破壊因子」、「自己無価値因子」、「他者破壊因子」の4つの規定因子からなることが判明した。そして、規定因子同士は相関関係を有し、衝動性は「親からの威嚇・拒絶」因子から影響を受けることも分かった。さらに、親からの身体的な暴力などを受けた場合、自傷行為や自殺企図などの行動を起こしやすく、親の無視や冷遇を受けた場合は、生徒が自己の感情のコントロールができなくなることが判明した。また、親自身の自殺企図や自傷行為、「生きるのがつらい」など、親の「死を喜ぶ（死と寄り添っているような外見）」態度は、子どもが抑うつ・不安を起こしやすくなることも分かった。夫婦喧嘩などの「環境恐怖」に曝され続けると、感情面と行動面の両方に影響を与えることも判明した。

第3章は、上記課題2を解決する方法を考察した。まず、前提として交流分析理論における「拮抗禁止令（ドライバー）が禁止令を隠す（抑止する）」という理論の検討を行った。すなわち、第2章において禁止令「存在するな」は、衝動性への影響力を有していることが解明されたことから、拮抗禁止令（ドライバー）を活性化することで、禁止令からの衝動性を拮抗禁止令（ドライバー）が隠すと考えた。そこで、まず、衝動性に対しての拮抗禁止令（ドライバー）の働きを探索するために各拮抗禁止令（ドライバー）の下位因子の相関関係を調べた。その結果、衝動性を防ぐために複数の拮抗禁止令（ドライバー）が働いていることが分かり、そこから支援の手順を導いた。そして、拮抗禁止令（ドライバー）を使い、衝動性を抑止することを目的として実施した面接の3事例と、事後的であるが学校生活の場で教育資源を用いて衝動性を抑止できた2事例について、支援の手順に従い検証を行った。その結果、支援表と支援の手順に従って生徒の拮抗禁止令（ドライバー）をコントロールしていくと、禁止令からの衝動性もコントロールされることが判明した。

ところで、教育現場においては、学校資源を用いた支援で、衝動的な不適応行動を頻発する生徒が更正していく姿を見ることがある。しかし、これまでなぜ生徒が更正するかは経験的に説明されるが、そのメカニズムを理論的に明らかにした研究はなかった。本論文は交流分析という理論によっているが、本論文の第3章までの研究で、そのメカニズムを明らかにしたと考える。もっとも、実際に本論文によって示した方法によって支援するには、生徒の禁止令や拮抗禁止令（ドライバー）を知り、生徒の興味関心を沸き立たせることが肝要になる。すなわち、本研究の方法での効果をあげるためには、より教育実践の内容が問われてくることになろう。ただ、それまで、実践を重ねるも、衝動的な不適応行動を繰り返す生徒に対する有効な結果が得られなく、徒労感だけを感じていた現場の教員に、手立ての方向性を示すことができたと考える。

最後に、第4章では、総合考察として、本研究の学説としての位置を検討し、今後の研究課題を述べた。学説的な位置としては、精神分析や認知行動療法、Wallon, H. の心理学的学説と矛盾はなく、象徴性の涵養が、虐待を受けた生徒の衝動的な不適応行動を抑えることで、理論的な一致が見られた。これからの研究課題としては、本研究が、発達障害の生徒への応用可能性や、禁止令そのものへの働きかけの試みの必要性を述べた。さらに、今後、教育的実践の検証を重ねて、そのなかでより考察を深めていきたいことも加えた。